

佐倉市土地区画整理事業事前相談要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土地区画整理法（昭和29年5月20日法律第119号）第3条第2項に規定する組合施行による土地区画整理事業の施行に際し、土地区画整理組合を速やかに設立し、事業の円滑な推進に寄与するために必要な事項を定めるものとする。

(事前相談)

第2条 土地区画整理事業を施行しようとする者は、佐倉市土地区画整理事業事前相談書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

(設立準備会の結成)

第3条 土地区画整理事業を施行しようとする者は、土地区画整理組合設立準備会（以下「設立準備会」とする）を結成したときは、結成届（別記様式第2号）を市長に提出するものとする。

(基本計画協議)

第4条 設立準備会は、土地区画整理事業の基本計画協議申請書（別記様式第3号）を市長に提出するものとする。

(事前協議)

第5条 設立準備会は、土地区画整理組合の設立認可申請に係る事前協議申請書（別記様式第4号）を市長に提出するものとする。

(事業の周知)

第6条 設立準備会は、地権者及び関係者の事業に対する理解を得るために、説明会等の広報活動を積極的かつ継続的に行うものとする。

(関係機関との調整)

第7条 設立準備会は、必要に応じ関係機関との協議に出席し、事業概要等について説明するとともに、協議に必要な資料を提供するものとする。

附 則

この要綱は、平成12年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月29日から施行する。